第１５号様式（第２４条関係）

○○世○○第○○○号

行政財産使用許可書（新規・更新）

○○○○○　様

令和　　年　　月　　日付で申請のあった行政財産の使用については、下記のとおり許可します。

令和　　年　　月　　日

世田谷区長　○　○　○　○

記

（使用財産の表示）

第１条　使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

所在地

名称

種類

数量

使用部分

（使用目的等）

第２条　使用者は、使用財産を次に指定する使用目的及び使用方法により使用しなければならない。

使用目的

使用方法

（使用期間）

第３条　使用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

２　使用者は、使用期間の更新を希望する場合においては、区が指定した期日までに、行政財産使用許可申請書に関係書類を添えて区長に申請しなければならない。

３　使用者が行う原状回復に要する期間は、第１項の使用期間に含むものとする。

（使用料）

第４条　使用料は、金　　　　　　円とする。

（使用料の支払）

第５条　使用者は、使用料を○○部長の発行する納入通知書により、その指定する納期限までに、その指定する場所において納付しなければならない。

（延滞金）

第６条　使用者は、使用料を納期限までに納付しないときは、世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例（昭和５２年７月世田谷区条例第２４号）の定めるところにより算出した額の延滞金を支払わなければならない。

（使用料の改定）

第７条　区は、使用財産の価額が著しく上昇したとき、区が使用財産につき特別の費用を負担することになったとき又はその他正当な理由があるときは、使用料を増額することがある。

（光熱水費等の負担）

第８条　使用者は、使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道その他の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

（不適合責任）

第９条　使用者は、第１条に定める使用財産が、第２条の使用目的等に適合しないものであっても、それを理由として、使用料の減額、損害賠償の請求をすることはできない。

（権利の譲渡等の禁止）

第１０条　使用者は、使用財産の使用権を第三者に譲渡し若しくは使用財産を転貸し、又は使用財産の用途を変更してはならない。

（使用上の制限）

第１１条　使用者は、使用財産を善良なる管理者の注意をもって維持使用しなければならない。

２　使用者は、使用財産の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって区長に申請しなければならない。

３　前項の申請に対する承認は、書面をもってする。

（滅失又はき損の報告）

第１２条　使用者は、使用財産の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに区長にその状況を報告しなければならない。

（使用上の損傷等）

第１３条　使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損した場合において、区長が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

２　使用者は、使用財産の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、使用者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害が発生した場合は、使用者の責任において賠償しなければならない。

（使用許可の取消又は変更）

第１４条　区長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）　使用者が、使用許可の条件に違反したとき。

（２）　区が、使用財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

２　前項第１号の規定により使用許可を取り消した場合は、区は既納の使用料を還付しない。

３　第１項第１号の規定により使用許可を取り消した場合は、使用者は、損失補償を区に請求することができない。

（原状回復）

第１５条　使用期間が満了したとき又は前条第１項の規定により使用許可を取り消したときは、使用者は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び経年劣化の場合を除き、使用財産を区の指定する期日までに原状に回復して、区に返還しなければならない。ただし、区が承認した場合はこの限りでない。

（損害賠償）

第１６条　使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用財産の損害に相当する金額を損害賠償として区に支払わなければならない。ただし、第１３条第１項の規定により当該財産を原状に回復した場合はこの限りでない。

２　前項に定める場合のほか、使用者は、使用許可の条件に違反したため区に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として区に支払わなければならない。

（必要費等の請求権の放棄）

第１７条　使用者は、使用財産について支出した必要費、有益費その他の費用について区に請求することができない。

（実地調査等）

第１８条　区が必要とするときは、使用財産について随時実地に調査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示をすることができる。この場合、使用者は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して

３箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

　また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６

箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷

区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日か

ら６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起

することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算

して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に

対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなり

ません。